

平成 29 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 ERIホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 増田 明世  
 (コード番号：6083 東証第一部)  
 問 合 せ 先 広報IRグループ長 吉川 到  
 (TEL. 03-5770-1520)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 18 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 29 年 8 月 30 日開催予定の第 4 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款の一部変更の趣旨及び目的

持株会社としてグループ会社の事業活動を支配・管理することのみならず、当社自ら、当社グループ全体の発展を図るため、これに資する新規事業の開発その他当社グループの営む事業に関連または附帯する業務を行うことができるように現行定款第 2 条（目的）にこれらの事業目的を追加するとともに、当社グループの事業の多様化に機動的に対応することができるように、同条の規定を整理・統合するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

なお、事業目的の追加、変更、削除、統合及び配列の見直しを行う箇所を下線で示しております。

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。  1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅の性能評価・検査業務 2. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく特別評価方法認定業務 3. 「住宅の品質確保の促進等に関	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること <u>ならびに当該会社のための新規事業開発その他これらの事業に関連または附帯する事業を営む</u> ことを目的とする。  1. 建築基準法に基づく建築物の <u>確認審査・検査業務、構造計算適合性判定業務</u> その他 <u>同法に基づく業務</u> 2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅の性能評

現行定款	変更案
<p>する法律」に基づく住宅型式性能認定業務</p> <p>4. 「建築基準法」に基づく建築物の確認・検査業務</p> <p>5. 「建築基準法」に基づく建築物の構造計算適合性判定業務</p> <p>6. 「建築基準法」に基づく建築物の性能評価業務</p> <p>7. 「建築基準法」に基づく建築物の型式適合認定業務</p> <p>8. 「建築基準法」に基づく定期調査業務</p> <p>9. 住宅に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務</p> <p>10. 建築物に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務</p> <p>11. 共同住宅および区分所有建物の管理に関する評価・格付・鑑定・監査業務</p> <p>12. 環境・省エネルギー分野に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務</p> <p>13. 都市開発および再開発事業の企画計画等に関する評価・格付業務</p> <p>14. 独立行政法人住宅金融支援機構の審査業務の受託業務</p> <p>15. 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務</p> <p>16. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく技術的審査業務</p> <p>17. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく技術的審査業務</p> <p>18. 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく保険法人からの受託業務</p> <p>19. 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく登録建築物調査機関の業務</p> <p>20. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく業務</p> <p>21. 建築物省エネルギー性能表示</p>	<p>価・検査業務その他同法に基づく業務</p> <p>3. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定業務その他同法に基づく業務</p> <p>4. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく技術的審査業務その他同法に基づく業務</p> <p>5. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく技術的審査業務その他同法に基づく業務</p> <p>6. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険法人からの受託業務その他同法に基づく業務</p> <p>7. 建築士法に基づく建築士に対する定期講習業務その他同法に基づく業務</p> <p>8. 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務その他受託業務</p> <p>9. 建築物、土木構築物、土壌および不動産等に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査その他これらに関連または付随する業務</p> <p>10. 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）による評価・認証業務その他環境・省エネルギー分野に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査その他これらに関連または付随する業務</p> <p>11. 都市開発および再開発事業の企画計画等に関する評価・格付その他これらに関連または付随する業務</p> <p>12. 建築資金に関する保証、建築資金管理受託、エスクローその他建築資金に関する業務</p> <p>13. 情報システム・ソフトウェアの企画、開発、販売、保守およびコンサルティング等に関する業務</p>

現行定款	変更案
<p>制度（BELS）の<u>評価業務</u></p> <p>22. 「<u>土壌汚染対策法</u>」に基づく<u>土壌汚染状況調査業務</u></p> <p>23. CASBEE（建築環境総合性能評価システム）による<u>評価・認証業務</u></p> <p>24. <u>建築資金に関する保障</u>、<u>建築資金管理受託業務</u></p> <p>25. <u>エスクロー業務</u></p> <p>26. <u>住宅の瑕疵担保責任の賠償保証業務</u></p> <p>27. <u>住宅設備機器の延長保証業務</u></p> <p>28. <u>損害保険代理業</u></p> <p>29. インターネットを利用した各種情報提供、<u>広告・宣伝</u>、<u>通信販売業務及びウェブサイトの運営受託業務</u></p> <p>30. <u>コンピュータネットワークシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務</u></p> <p>31. <u>建築物・住宅に関する情報管理・保守・提供サービス業務</u></p> <p>32. 「<u>建築士法</u>」に基づく<u>建築士の定期講習業務</u></p> <p>33. <u>建築技術等に関する講習等への講師派遣業務</u></p> <p>34. <u>上記に関連する建築士、性能評価員および確認検査員等の養成・研修業務</u></p> <p>35. <u>上記に関連する書籍および電子出版物の製作・販売ならびに講演会の開催</u></p> <p>36. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>14. <u>インターネット等を利用した各種情報提供、<u>広告・宣伝</u>、<u>通信販売業務及びウェブサイトの運営受託業務</u></u></p> <p>15. <u>建築物および建築技術等に関する情報提供・管理ならびに建築士、確認検査員および評価員等に対する教育・研修・その他のサービス業務</u></p> <p>16. <u>建築に関連する書籍および電子出版物の製作・販売ならびに講演会の開催</u></p> <p>17. <u>住宅の瑕疵担保責任の賠償保証業務、住宅設備機器の延長保証業務</u></p> <p>18. <u>損害保険代理業</u></p> <p>19. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>

### 3. 日程

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 定款の一部変更に関する定時株主総会開催日 | 平成 29 年 8 月 30 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日           | 平成 29 年 8 月 30 日 |

以 上